

高石市教育委員会定例会会議録

(令和 7 年 3 月 定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	令和 7 年 3 月 1 2 日 午後 3 時 1 2 分
閉 会	令和 7 年 3 月 1 2 日 午後 3 時 5 0 分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 山 本 圭 作 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一 委 員 : 西 村 朋 恵
事務局職員	教 育 部 長 : 石 坂 秀 樹 教育部次長兼 教 育 総 務 課 長 : 神志那 隆 教育部こども未来室長 : 家 村 美 雪 学 校 教 育 課 長 : 山 崎 陽 子 社 会 教 育 課 長 : 道 井 里 沙 教育総務課長代理 : 水 谷 亘 社会教育課参事 兼 課 長 代 理 : 船 富 学 学 校 教 育 課 参 事 : 菅 原 庸 晴 学校教育課長代理 : 山 川 喜 三 学校教育課 教育研究センター所長 : 黒 井 将 典 こ ども 家 庭 課 長 : 乾 直 史 子 育 て 支 援 課 長 : 米 山 秀 公

議題及び議事の要旨及び議決事項

・ 議案第 1 号 高石市文化財保護条例施行規則の制定について

社会教育課長	議案第 1 号「高石市文化財保護条例施行規則の制定について」説明します。 本議案は、高石市文化財保護条例が令和 7 年第 1 回高石市議会定例会で可決されたことに伴い、同施行規則を制定するものです。 内容については、条例に基づく届け出等の様式、文化財保護審議会の組織等について定めるものです。 なお、施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日としています。
吉村文一委員	岸和田市と締結している文化財の協定とは別のものですか。
社会教育課長	この文化財保護条例は、市に存在する重要な文化財について、市が指定するという制度になっています。一方、岸和田市に委託している内容は、埋蔵文化財の調査、報告等の業務を委託しています。出土した遺物は、発掘後、高石市に戻していただくことになっています。戻していただいた遺物について、条例に基づき、指定するときの手続き

	は、高石市が行いますので、岸和田市に委託している内容とは別のものとなっています。
山本教育長	第 21 条に「高石市文化財保護審議会は、委員 10 人以内で組織する。」となっていますが、本日、本議案が可決されれば、次回以降の教育委員会会議で委員委嘱の議案を提案される予定ですか。
社会教育課長	第 21 条第 3 項の規定のとおり、委員は、教育委員会が委嘱することになります。今後の教育委員会会議に委員名簿も含め、委嘱の議案を提案させていただく予定です。
採決	可決

・議案第 2 号 令和 7 年度教育基本方針について

学校教育課長	議案第 2 号「令和 7 年度教育基本方針について」説明します。 この教育基本方針は、学校教育課、社会教育課、教育総務課の三課にわたりますので、それぞれの課ごとに説明します。 内容については、事前に教育委員の皆様にご覧いただき、意見をいただいたものを反映しています。 学校教育課から、主な変更点を説明します。 まず、1 ページ目の「基本方針」の一番最後の行に「また、令和 6 年 8 月に、中央教育審議会より」から 2 ページの 6 行目の「自らの資質・能力の向上を図る時間の確保・充実が必要である。」までを追記しています。この背景には、教職員を取り巻く環境の抜本的改革が必要と本市も考えていますので、追記しています。 また、2 ページの 13 行目において、「教育 D X においては、校務の効率化として生成 A I をはじめとする」「インターネットや生成 A I 等をツールとして使いこなすための力」を追記しています。 「1. 信頼と責任のある学校づくり」については、8 ページ 2 行目に「また、コミュニティ・スクールの導入に向け、モデル校実施について検討を行う。」を追記しています。 「2. 中学校区を単位とする連携教育の推進」については、大きな変更点はありません。 「3. 教職員の資質と指導力の向上」については、12 ページの(6)の②の最後の行から 13 ページにおいて、ハラスメントについて、教職員の意識の向上を促すために追記しています。 「4. 学力の向上」については、令和 4 年度の公立小中学校等における教育課程の編成実施状況調査の結果に「災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はない」と明記されていますので、本市も同様に 20 ページの(5)の 3 行目から追記しています。 また、22 ページの(11)の 4 行目から協働的な学びの重要性に配慮するために、「特に、協働的な学びにおいては」から 6 行を追記しています。 「5. 人権教育・道徳教育の充実」、「6. 支援教育の充実」については、大きな変更点はありません。 「7. 生徒指導の充実」については、41 ページの 15 行目から「また、粗暴な言動や授業に関係ない不規則な発言、授業中の立ち歩き等が見られる場合にも同様に行うこと。」を追記しています。 併せて、令和 6 年 1 月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されていますので、その旨を 47 ページの⑦において追記しています。
--------	--

	また、＜市立教育研究センターの教育相談面での学校支援＞の①で教育相談の重要性や市立教育研究センターが不登校施策に対するコーディネートの役割を担うために、53 ページに 4 行追記しています。 「8. 健康教育・安全教育の推進」については、大きな変更点はありません。 「9. 就学前教育の充実」については、5 歳児と小学生 1 年生の架け橋期の連携が重要になってくることから 64 ページの下から 8 行目に「架け橋期の教育の充実を図るため」から「努めなければならない。」の 3 行を追記しています。 学校教育課からは以上です。
次長兼 教育総務課長	続いて、教育総務課から説明します。 学校教育の重点目標に「10. 学校施設の適正管理」の項目を 68 ページに追加しました。 これまで、80 ページの教育委員会の「1. 教育委員会活動の推進」の項目の中で、＜留意事項＞(5)で「安全・安心で快適な教育環境の整備を進める。」と記載していましたが、今般、学校施設の老朽化が進行しており、今後のウエイトが大きくなってきましたので、学校教育の重点項目に追加する形で、新たに項目を起ち上げ、学校施設の大規模改修や建替え等も検討していかなければならない旨、追記しています。 教育総務課からは、以上です。
社会教育課長	続いて、社会教育課から説明します。 社会教育分野については、70 ページの「1. 生涯学習の推進」において、スマホやラインの使い方を知りたいというニーズが高いことから、公民館講座においてデジタル機器の使用方法を学べる講座を継続的に実施していきたいと考えており、下から 4 行目に「デジタル機器の使用方法を学べる講座等を実施する」を記載しています。 「2. 青少年の健全育成」において、＜留意事項＞(2)に「また、コミュニティ・スクールの導入に向けモデル校での実施について検討を行う。」を追記しています。 また、＜留意事項＞(9)に、来年度より試行的に高石小学校にてスタートする放課後の校庭開放事業について、追記しています。 「5. スポーツの振興」において、学校教育課所管の部分ですが、56 ページ③の「休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行について、計画的に進めること。」という内容に合わせ、75 ページの＜留意事項＞(6)に「中学校部活動について、地域人材の活用を検討すること。」を追記しています。 「7. 社会教育施設の適正管理」において、来年度、高師浜総合運動施設の運動広場、テニス場、管理棟 2 階研修活動室の照明を LED 化しますので、＜留意事項＞(3)に「高師浜総合運動施設照明設備改修工事を行うこと。」を追記しています。 社会教育課からは以上です。
佐野慶子委員	8 ページに「また、コミュニティ・スクールの導入に向け、モデル校実施について検討を行う。」とありますが、あくまでも学校を支援する取組ということでもいいですか。
学校教育課長	委員ご指摘のとおり、学校を支援する取組です。 コミュニティ・スクールの導入に向けては、全国的にも大きな課題があると聞いています。一番大事なことは、学校支援というところですので、導入に向けて検討していきます。
西村陽子委員	78 ページの「8. 文化財の保護・活用」については、今回修正が

	ありませんでしたが、高石市文化財保護条例ができて、これから審議会も発足し、文化財を指定いくことも重点的な施策になるのではないかなと思いますので、その記載も加えてもらえたらと思います。
社会教育課長	＜留意事項＞(5)として、文化財の指定に向けまして、文化財保護審議会を開催していく旨、追記したいと思います。
吉村文一委員	「7. 生徒指導の充実」において、「幼・小・中学校園の連携」「幼・保・小の連携」という言葉が出てきますが、この連携については、こども家庭課が行っている乳幼児検診の内容をシームレスに伝えていただくことが大切になってくると思います。その情報をどのように引き込むかとかの記載がないのですが、そのあたりはどのように考えていますか。
教育部長	就学前のこどもと小学校・中学校との連携は不可欠です。高石市の組織としては、こども家庭課は、教育委員会の中に含まれますが、こども家庭課の事務は、市長の権限のままとなっています。教育基本方針や教育の事務の点検評価等に直接項目をあげてはおりませんが、こども家庭課の事務について文章で触れたり、また、事業を実施していく上で連携は、必要と考えています。
吉村文一委員	是非、連携していただきたいと思います。 それと、もう一点、47 ページ(3)不登校の取組みについて「校内教育支援ルーム」の具体的方策と記載ありますが、具体的方策を教えてください。
学校教育課長	「校内教育支援ルーム」は、令和5年度から加茂小学校と高南中学校で2年間進めてきました。 今まで教室復帰が難しかった児童生徒が復帰できたり、校内教育支援ルームにきている児童生徒に教室の子どもたちが会いに来て、一緒に教室に行くことが出来たりと好事例がでています。 令和7年度においては、小学校全校、中学校1校で校内教育支援ルームが増設されますので、具体的方策をもう少し盛り込んで追記します。
山本教育長	今、指摘のありました「校内教育支援ルーム」と「文化財保護条例に関すること」について、文書の構成はお任せしますので、もう少し具体的に示し、修正して下さい。
採決	可決

・報告第1号 令和6年度第2回社会教育委員会議事録について

社会教育課長	報告第1号、「令和6年度第2回社会教育委員会議事録について」報告します。 令和7年2月4日午前10時に高石市立図書館本館において、令和6年度第2回社会教育委員会議事録を開催しました。 案件としては、施設を見学するとともに、令和6年度から新しく始めたサービスを中心に指定管理者から説明をいただき、委員から質疑をいただきました。その内容は、28.29 ページに記載のとおりとなっています。
山本教育長	報告があったものとして処理します。

・報告第2号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	本報告は、高石市教育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の規定に基づき処理したものについて、同条第2項の規定により、31 ページ、32 ページ記載の学校教育課1件、社会教育課16件、こども
--------	---

	家庭課 1 件の合計 18 件の報告をするものです。
山本教育長	報告があったものとして処理します。

・ 報告第 3 号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各所属長	令和 7 年 2 月 12 日から令和 7 年 3 月 11 日までの当委員会関係諸行事について説明。
山本教育長	報告があったものとして処理します。